

地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会(第1回)
議事要旨

1. 開催日時:2017年2月27日(月)9:30~11:00
2. 場所:中央合同庁舎第4号館共用123会議室
3. 出席者:飯泉嘉門委員、国府泰道委員、菅美千世委員、山本隆司委員(座長)
松本洋平内閣副大臣、岡村和美消費者庁長官、川口康裕消費者庁次長、小野稔消費者庁審議官、金子浩之消費者庁消費者教育・地方協力課長
4. 議題
 - 1)検討会の運営について
 - 2)検討スケジュールについて
 - 3)地方消費者行政の充実・強化に向けたこれまでの取組について
 - 4)地方消費者行政の現状について
 - 5)その他
5. 議事概要
 - ①事務局より、議題1)について説明を行った後、岡村消費者庁長官が、本検討会の座長として山本委員を指名した。その後、山本座長が、座長代理として国府委員を指名した。
 - ②事務局から、議題2)~4)について説明を行い、その後、意見交換等を行った。主な意見等は以下のとおり。

【地方公共団体の消費者行政関係予算】

(国府委員)

・地方公共団体の自主財源について、消費者庁設置前の平成20年度と比較して、一時増加した年もあったものの、直近の平成28年度ではほとんど変わっていない、あるいは減少しているのが現状。特に、近年、都道府県の自主財源の減少が著しい。本来は、地方消費者行政活性化基金等と呼び水として地方公共団体の自主財源を充実させていくことが狙いであったものの、そのような姿になっていない。

(飯泉委員)

・地方公共団体の自主財源が増加していないことについて、「三位一体の改革」後の地方財政の硬直化やバブル崩壊後の経済対策に係る公債費の増加などが背景にあるのではないか。地方公共団体の消費者行政予算が伸びていないというよりは、むしろ下げ止まっていると考えるべき。

(飯泉委員)

- ・消費者行政は、地方財政措置として普通交付税の単位費用に入っている。補助金ではないが、一つの算定の基礎。少なくとも道府県については、基本財政需要額に示された分について、消費者行政の自主財源として予算をまわしていくべき。

(山本座長)

- ・今後の取りまとめに向けて、地方公共団体における消費者行政関係予算の現状を評価するためには、地方財政全体の状況を踏まえる必要があるのではないか。

【消費生活相談員の確保、処遇の向上】

(菅委員)

- ・消費生活相談員の報酬について、全国的に見れば増加傾向にあるが、地域間格差があるように見受けられる。消費生活相談員の役割の重要性に鑑みて、報酬が伴っていないのが実態。

(菅委員)

- ・全国的に消費生活相談員の確保を目指していく中では、小さい市町村がどうしても取り残されてしまう。広域連携で対応していくことが一つの方策ではないか。

【国からの支援について】

(飯泉委員)

- ・先駆的プログラムについて、事業期間を現行の一ヶ年度から三ヶ年度程度にするなどして、好事例の全国展開を更に進めていくべき。今後の国からの支援のあり方について、総花的な支援ではなく、手上げ方式にすることも検討すべき。

(飯泉委員)

- ・消費者庁が自前の財源を持つことが重要。例えば、景品表示法に基づく課徴金について、適格消費者団体の活動支援や消費生活相談員の待遇改善などに活用することも考えられるのではないか。

(菅委員)

- ・消費者教育・啓発等に地方消費者行政推進交付金が最も活用されているが、他方で消費生活相談件数は横ばいの状況である。消費生活相談件数が伸びていない要因についての検証も必要ではないか。

(国府委員)

- ・消費生活相談業務の複雑化や困難化のために、消費生活相談員を増加させる必要があるが、消費生活相談員の人件費について、地方消費者行政推進交付金に頼られているのが現状。地方公共団体に任せてばかりでは、消費生活相談員の確保が困難になるのではないか。

(山本座長)

- ・地方公共団体の消費生活相談員の人件費について、地方消費者行政推進交付金で賄われているという現状は説明しがたい。国からの支援については、本来的には、長期的な消費者行政の基盤となるものに活用されるべき。

【地方公共団体における消費者行政の事務の位置付け】

(国府委員)

- ・特定商取引法や景品表示法の執行に関する事務や、消費者安全法に基づく消費者事故等に関する国への通知など、消費者庁設置後、消費者庁に出先機関がないこともあって、地方公共団体が担う消費者行政の事務が増えている。地方公共団体において、国の消費者行政の事務の一端を担っていると考えることもできる。消費者行政は、消費者庁設置後に本格的な取組がはじまったばかりのものであり、いわば周回遅れの政策分野である。これらの点を踏まえて、国からの支援のあり方を考えていくことが重要ではないか。

(飯泉委員)

- ・消費者行政においては、国と地方公共団体が一致協力して、それぞれの持分の中で取り組んでいくことが重要。他方で、消費者行政が地方公共団体の自治事務であることを踏まえると、モデル事業的なものは別にして、消費生活相談員の人件費のようなベーシックな経費を国から支援することについて、厳しい目で見られることも事実。

(国府委員)

- ・PIO-NETについて、各地の消費生活相談員の相談支援という役割を持つ一方で、消費者安全法に基づいて国が情報を吸収し活用しているという面もある。このことを踏まえると、PIO-NETの入力事務についても、自治事務であると単純に考えてよいのか。

(山本座長)

- ・消費者行政については、現場に近い地方公共団体が執行の権限を持つべき。他方で、消費者行政の特徴として、消費者被害が広域化しやすいこと、執行の効果が全国に及ぶことがあり、一地方公共団体だけでは事務が完結しないところがある。このことからして、地方公共団体だけが消費者行政に関する費用を負担すべきか否かは議論が必要。

【今後の検討の方向性】

(山本座長)

- ・今後の消費者行政を考えていく上では、人口減少社会、高齢化、情報化といった観点から、国からの支援のあり方も含めて、検討を進めていくことが重要ではないか。